

平成30年11月定例会 提出議案の概要について

○ 条例案 4件

●名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

総務局

公職選挙法の一部改正に伴い、名古屋市議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関して必要な事項を定めるもの

- ・名古屋市議会の議員の選挙における候補者は、一定の限度額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料（公費負担）で作成することができることとする
- ・候補者1人あたりの公費負担の限度額  
7円51銭×8千枚＝60,080円
- ・施行期日 平成31年3月1日

●職員の給与に関する条例の一部改正について

総務局

本市人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡等を考慮して本市職員の給与の改定等を行うもの

- (1) 条例の公布の日から施行（平成30年12月1日適用）
  - ・勤勉手当の支給割合を改定
- (2) 平成31年4月1日から施行
  - ・期末・勤勉手当の支給割合を改定
  - ・初任給の給料月額を引上げ

●名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の制定について

健康福祉局

障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関し基本となる事項を定めるもの

- ・施行期日 平成31年4月1日

●名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部

改正について

住宅都市局

建築基準法及び同施行令の一部改正に伴い、規定を整備するもの

- ・建築物の容積率の最高限度について、老人ホーム等の共用の廊下並びに階段部分及び宅配ボックス設置部分を、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分として追加（第4条関係）
- ・既存不適格建築物について、一定の増改築を認める対象としてエレベーターの設置に付随して設けられる老人ホーム等の共用の廊下並びに階段部分及び宅配ボックス設置部分を追加（第13条関係）
- ・施行期日 公布の日

○ 補正予算 7件

●平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第5号） 財政局

補正後の額 1,210,395,563千円

補正額 265,000千円

●平成30年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 財政局

繰越明許費の追加

保険年金システムの改修

金額 5,470千円

●平成30年度名古屋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 財政局

繰越明許費の追加

保険年金システム等の改修

金額 1,640千円

●平成30年度名古屋市介護保険特別会計補正予算（第1号） 財政局

繰越明許費の追加

介護保険システムの改修

金額 1,530千円

●平成30年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計補正予算（第1号）  
財政局

補正後の額 464,532千円

補正額 200,000千円

<b>●平成 30 年度名古屋市基金特別会計補正予算（第 4 号）</b>		<b>財 政 局</b>
補正後の額	100, 153, 375 千円	
補 正 額	26, 000 千円	
<b>●平成 30 年度名古屋市公債特別会計補正予算（第 1 号）</b>		<b>財 政 局</b>
補正後の額	479, 301, 472 千円	
補 正 額	225, 000 千円	

○ 一般案件	5 件	
<b>●財産の取得について</b>		<b>住宅都市局</b>
久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）に係る特定公園施設を取得するもの		
・財産の表示	特定公園施設 1 式	
・買入金額	2, 639, 800, 000 円	
・買入れの相手方	三井不動産株式会社	
<b>●財産の処分について</b>		<b>教育委員会</b>
今後公的利用が見込まれない未利用土地について処分するもの		
・財産の表示	土地 愛知県知多郡武豊町字下山ノ田 64 番 275 始め 2 筆 雑種地 141, 424. 87 平方メートル	
・売払金額	236, 000, 000 円	
・売払いの相手方	株式会社フラーゴラ	
<b>●指定管理者の指定について</b>		<b>緑政土木局</b>
名古屋市道路附属物自動車駐車場の指定管理者を指定するもの		
・指定の相手方		
池下駐車場	: 株式会社リテールバックオフィスサポート	
吹上中央帯駐車場	: 吹上駐車場管理運営共同体	
大曽根駐車場	: 株式会社日本メカトロニクス	
吹上駐車場	: 吹上駐車場管理運営共同体	
・指定期間	平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで	

●指定管理者の指定について

市民経済局

名古屋市コミュニティセンター（岩塚、松原）の指定管理者を指定するもの

- ・ 指定の相手方 岩塚コミュニティセンター：岩塚学区連絡協議会  
松原コミュニティセンター：松原学区連絡協議会
- ・ 指定期間 各施設の供用開始日から平成 40 年 3 月 31 日まで

●当せん金付証票の発売について

財 政 局

平成 31 年度に本市が発売する当せん金付証票の発売総額について、当せん金付証票法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするもの

- ・ 発売総額 300 億円以内